

# 五泉市公共建築物における木材利用促進に関する方針

平成 24 年 2 月 29 日

この方針は「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、新潟県が定めた「公共建築物等における県産材利用推進に関する基本方針」（平成 23 年 10 月 12 日）に即して、法第 9 条第 2 項に掲げる公共建築物の木材利用の促進に関する基本的事項を定めるものである。

## （目的）

第 1 五泉市は、豊富な森林資源に恵まれているものの、手入れ不足や放置されている森林が増加していることから、森林の持つ公益的機能の低下が懸念されている。このため、公共建築物における市産材、県産材の使用を促進することで、地域の林業・木材産業の振興や適正な森林整備の促進、快適な生活環境の確保を図ると共に、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化防止へ貢献するなど、森林の有する公益的な機能の発揮や再生産可能な木材を積極的に活用することによる循環型社会の構築を図る。

## （用語の定義）

第 2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- （1）「市有施設」とは、市が事業主体となり建築する公共建築物（法第 2 条に規定する建築物をいう。以下同じ）及び工作物のうち、別表に掲げるものをいう。
- （2）「建築」とは新築、増築及び改築をいう。
- （3）「木造化」とは、市有施設の建築にあたり、構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全て又は一部に木材を利用することをいう。
- （4）「木質化」とは、建築物の内装、外壁等及び工作物に木材を利用することをいう。
- （5）「市産材」とは、五泉市内における森林から生産された木材をいい、「県産材」とは、新潟県内における森林から生産された木材をいう。

## （木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項）

第 3 市は、法第 4 条に規定する市の責務を踏まえ、市有施設の整備において自ら率先して市産材及び県産材の利用に努める。

**(市有施設における木材の利用の目標)**

第4 市有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、高さ13m以下かつ軒下9m以下で延べ床面積が3,000㎡以下の公共建築物及びこれに付属する工作物は、木造化を推進する。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。
- (2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。
- (3) その他、木造化することに困難な理由があるもの。

2 市有施設の建築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、別表右蘭に掲げる部分については木質化を検討する。

3 木造化及び木質化の実施にあたっては、市産材及び県産材の使用を検討する。

**(関係団体等への要請)**

第5 市は、市関係団体等が行う施設の整備について、この方針の目的を踏まえて、市産材及び県産材の利用を要請する。

2 市は、林業事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対して、相互に連携を図りながら、この方針に基づく木材の利用の促進及び木材の適切な供給の確保に努めるよう要請する。

**(PR及び普及)**

第6 市は、市有施設における木材の利用の方針の意義等について市民に分かりやすく示すよう努める。

2 市有施設の管理者等は、多くの市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、関係する木造施設のPR及び普及に努める。

**(適用)**

第7 この方針は、平成24年2月29日から施行する。

別表（木造化、木質化を推進する施設）

	建築物の用途	建築物の仕上げ等に木質化を図る部分
公共建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎</li> <li>・学校</li> <li>・福祉施設</li> <li>・スポーツ、文化施設</li> <li>・公営住宅</li> <li>・観光施設</li> <li>・展示、販売場</li> <li>・公園施設</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄関ホール、ロビー、廊下、トイレ、主要な居室等の床、壁、天井材</li> <li>・庇や軒裏、ピロティの天井材</li> <li>・雨よけがある部分の外壁材</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
工 作 物	建築物に付帯する案内板、デッキ、パーゴラ、ベンチ 等	

※木材の利用にあたっては、次の点に留意する。

- ・防火地域等の指定されている地域や建築物の用途によっては、建築基準法の耐火、準耐火建築物要求や内装制限の規定を受けるものがある。
- ・木材を外部や湿気が多くなると想定される部分に使用する場合は、耐久性のある樹種の選定や防腐、防蟻対策等に配慮する。